

令和3年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年3月4日（木） 午後3時30分

2 出席委員

荒川 由美子 委員（教育長職務代理者）
澤田 真弓 委員
川邊 幹男 委員
元木 誠 委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	夏目 久也
教育総務部教育政策課長	古谷 久乃
教育総務部生涯学習課長	柳井 栄美
教育総務部教職員課長	平石 拓
教育総務部学校管理課長	二見 裕
学校教育部長	米持 正伸
学校教育部教育指導課長	高橋 直樹
学校教育部支援教育課長	富澤 真由美
学校教育部保健体育課長	山崎 亨
学校教育部学校給食担当課長	坂本 克昭
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	高橋 直人
美術館運営課長	岡本 剛彦
教育研究所長	阿部 優子

4 傍聴人 5名

5 議題及び議事の概要

- 教育長職務代理人 開会を宣言
 - 教育長職務代理人から、教育長欠席、進行を教育長職務代理人が行う旨の発言。
 - 教育長職務代理人 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。
-
- 教育長報告

(荒川教育長職務代理人)

2月定例会から本日までの間の所管事項について、報告いたします。

お手元の教育長報告をご参照いただければと思います。

3月2日に、横須賀総合高等学校の卒業式を無事執り行うことができました。今年、全日制は309名、定時制は50名の卒業生の門出を祝わせていただいたところ です。

3月11日には中学校の、3月18日及び19日には小学校の卒業式を予定していますので、こちらは無事執り行われることを切に願っております。

その他につきましては、資料に記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

日程第1 議案第10号『指定重要文化財の指定について』

教育長職務代理人 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

それでは、議案第10号『指定重要文化財の指定について』、ご説明させていただきます。

指定重要文化財の指定は、文化財専門審議会の答申を受けて、文化財保護法 条例第3条の規定に基づいて行おうとするものでございます。

資料5ページをご覧ください。

令和2年12月15日に開催されました文化財専門審議会において、教育長から同審議会に諮問いたしました3件の文化財について、令和3年2月24日付で、

指定重要文化財として指定すべき文化財であるとの答申をいただきました。

新たに指定しようとする文化財の概要につきましては、資料に沿ってご説明させていただきます。

資料6 ページをご覧ください。

このたび、答申をいただいた3件のうち1件目は、有形文化財、彫刻の銅像、観音菩薩立像1軀でございます。年代は、鎌倉時代後期であり、所有は、西逸見町の宗教法人、浄土寺であります。

本立像は、三浦按針の念持仏とされ、近世以前には寺内の観音堂に安置され、同様に三浦按針のゆかりとされる貝多羅葉経、紙の代わりに用いた葉に針で彫りつけたお経とともに伝来いたしました。造立年代は、その細身ながらも抑揚のある的確な体躯表現や丸々とした顔立ち、他の造像由来の名記した銘文にある善光寺式三尊像の作り方や実例の手本との比較から、鎌倉時代後期と見られ、中世に遡る金銅仏の遺例として、日本彫刻史上においても貴重なものと言えます。

7 ページをご覧ください。

次に、2件目といたしまして、有形文化財、絵画の紙本木画、墨梅図、長島雪操筆3幅でございます。制作年は、明治21年、明治23年、明治25年になります。所有は、浦賀の長島洋一氏でございます。

作者である長島雪操は、八幡久里浜村の名主を務めながら、文人画家として生きた人であり、書にも優れ、俳句もたしなみしました。雪操の作品は、文人画の典型的画題である四君子、蘭、竹、梅、菊や、山水を描いたものが大半ですが、その絵画表現には、文人画の一般的通念を超えた斬新な発想があり、大いに注目されています。賛、絵に添える詩文によれば、71歳、73歳、75歳との記載があり、晩年の作となります。また、その賛によれば、いずれも新年の執筆、書初め、初めて書いたものとなっております。往々筆線を強制的に用い、また、筆墨の運動そのものを主眼とする造形に傾斜します。そうした独創的な雪操画風の頂点に位置づけられる作例が、これら墨梅図であり、直系の子孫に三幅そろって伝えられた品であることも貴重なものです。

最後に、3件目といたしまして、有形文化財、歴史資料の横須賀製鉄所製図工長メラング家旧蔵資料71点です。年代は19世紀、所有は横須賀市です。

資料群は、ルイ・メラングとその父トーマス・メラングに関するものによって構成され、文書・図面類33点、写真38点の合計71点を数えます。文書・図面類は、メラングの父、トーマス・ベンジャマン・メラングに関する資料、横須賀製鉄所赴任前のメラングに関する資料、横須賀製鉄所時代のメラングに関する資料、横須賀製鉄所時代の資料の4種類に区分されます。写真は、1866年から1868年の横須賀製鉄所や、家族を撮影した一群です。内容は、メラングが製

図工長としてフランス現地で採用された一連の資料や、その際、首長ヴェルニー直筆サイン入りの雇用契約書、製図工長としてのフランス人官舎の見取図、横須賀製鉄所でのフランス人技術者たちの日常生活を記録した日記や写真、古地図類など多岐にわたっております。これら資料群は、幕末から明治時代初期にかけて近代化の起点となった横須賀と、横須賀製鉄所の歴史研究の進展に大きく資するものであり、本市にとって地域の歴史を伝える重要な資料であると同時に、日本近代史の中で高い歴史的価値を有するものです。

本議案は、以上3件を新たに横須賀市指定重要文化財として指定しようとするものでございます。これによりまして、横須賀市指定重要文化財は93点となり、これに国・県の指定を合わせますと、合計120点となります。

指定の期日は、市報において告示された日となります。今年度中を予定しております。

なお、資料の3枚目以降に調査をお願いしました方による詳細報告書を添付してございます。ご確認いただければと存じます。

以上で、議案第10号『指定重要文化財の指定について』の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(川邊委員)

銅像と紙本墨画は、所在地から見ると個人宅のようなのですけれども、保存状態、状況はどうなのでしょう。

(生涯学習課長)

銅像のほうは、通常公開はしておりません。銅像にとっていい環境で保管されていることを確認しております。墨梅図につきましても、個人宅で所蔵しております。こちら絵にとってよい環境で整備されていると聞いております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長職務代理者 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

2月3日以降の市立学校児童生徒の新型コロナウイルス感染症の陽性者21件

のうち、臨時休校措置を取った4校に当たる市立学校の対応についてご報告をいたします。

お手元の資料の(1)、(3)、(4)の市立学校生徒の対応です。陽性者はいずれも10代男子生徒です。2月3日に陽性が確認され、保健所の調査により、学校内に濃厚接触者が確認されたため、当該校を2月4日から2月10日まで臨時休校にしました。その後、新たな陽性者が判明したことから、2月12日まで休校期間を延長し、クラスター確認のための検査を実施しました。全員陰性が確認されたので、2月13日から学校を再開しました。

続いて、(7)、(11)、(13)、(14)、(15)の市立学校児童の対応となります。陽性者は、児童3名、教職員2名です。2月11日に最初の児童の陽性が確認されましたが、校内に濃厚接触者はいないという保健所の調査結果が判明しましたので、臨時休校措置は取りませんでした。その後、この児童の担任が2月15日に陽性であることが判明し、保健所がクラスター確認のための検査を実施することになり、当該校を2月16日から2月18日まで臨時休校にしました。その後、この検査結果から新たに児童1名、教職員1名の陽性が確認されました。また、別の検査でこの学級の児童が陽性となりました。これを受け、保健所はクラスターと判断し、教職員28名への検査を実施しました。検査結果は、全員陰性であり、2月24日から学校を再開しました。

続いて、(17)、(18)の市立学校児童の対応です。陽性者は児童、兄弟です。2月22日にこの児童の陽性が確認されました。保健所の調査により、学校内に濃厚接触者はいませんでした。この児童と接触した他の児童の中に、発熱している児童がおりました。このことから、保健所がクラスター確認のための検査を行うことになり、当該校を2月24日から2月26日まで臨時休校にしました。2月24日には、この児童の弟の陽性が判明したことで、保健所はクラスター確認のための範囲を拡大して、検査を実施しました。検査結果は、全員陰性であり、3月1日から学校を再開しました。

最後に、(19)、(20)、(21)の市立学校児童の対応です。陽性者は児童3兄弟となります。2月27日にこの3人の児童の陽性が確認されました。保健所の調査により、学校内に濃厚接触者はいませんでした。クラスター確認の検査を行うことになり、当該校を3月1日から3月3日まで臨時休校にしました。クラスター確認の検査は、児童35名と教員3名に実施しました。検査結果は、全員陰性であり、本日3月4日から学校を再開しました。

これまで校内でクラスターと判断された事案のあったことで、2月25日に市立学校に対して健康観察の徹底、手洗いの徹底、咳エチケットやマスクの着用の徹底、座席の間隔を可能な限り広く確保すること、換気の徹底、食事場面の飛沫感染を防ぐ対策の徹底、接触感染防止用品の取扱いについて、消毒薬の種

類と使用方法の確認、この8点の感染症対策を徹底するよう依頼し、取り組んでいただいているところです。

以上で報告を終わります。

(元木委員)

ただいま説明いただいた臨時休校を行った4件のうち2件目になりますが、こちらがクラスター認定されたということですが、クラスター認定されたということは、学校内で感染が広まったというふうに認定されたということでしょうか。

(保健体育課長)

委員おっしゃるとおりで、基準というものがあまして、1つが5人以上の罹患者が発生して、その罹患者に共通の場があったということになります。この場合でいえば、学級ということが共通の場になるということで、クラスターの認定ということになりました。

報告事項(2)『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

報告事項(3)『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について
等中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

報告事項(4)『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項2から4までの以上3件は、いずれも教育長の臨時代理による事務を行わせていただき、次回4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認議案を提出したいと考えているものです。

初めに、報告事項の2『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』ご説明いたします。

本改正は、令和3年度の教育委員会の組織改正として、保健体育課に時限的に設置した学校給食担当を廃止し学校食育課を新設すること及び、現在教育研究所教育政策課教育情報システム室、教育指導課の3課に分散している教育情報化に関する業務を1つに集約し、教育研究所に教育情報担当を新設することに伴い、所要の条文整備を行うこと、また、令和3年度に予定している各課の事務の移管、追加等に伴い所要の条文整備を行うこと、並びに必要な事務分掌

の追加、廃止等に伴う所要の条文整備を行うものです。また、併せて附則において、本事務分掌規則の改正に附随して、教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部を改正するものです。

改正の詳細につきましては、資料4ページから13ページに記載の規則改正案の朱書きのとおりでございます。通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、附属機関である横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会を設置するための条例制定議案を、現在市議会3月定例議会においてご審議いただいているところです。そのため、市議会において当該条例制定議案の議決を受けた後、速やかに教育長の臨時代理により教育委員会事務局等事務分掌規則の改正を行い、令和3年4月1日に公布施行を行いたいと考えております。

以上で、報告事項(2)の説明を終わります。

続いて、報告事項(3)『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』、ご説明いたします。

これは、先ほどの教育委員会事務局等事務分掌規則改正に伴い、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について及び教育委員会専決規程について、学校食育課及び教育研究所教育情報担当の新設に伴う所要の条文整備を行うものです。

資料の3ページから4ページまでは、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項についての改正案の朱書きでございます。また、資料の5ページから12ページまでは、教育委員会専決規程の改正案の朱書きです。それぞれ朱書きに記載のとおり、追加、削除等を行うものです。通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、先ほど報告事項(2)でご説明しましたとおり、教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を教育長の臨時代理により行うことから、それに附随する本規程につきましても、教育長の臨時代理により改正を行いたいと考えています。

以上で、報告事項(3)の説明を終わります。

続いて、報告事項(4)『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』、ご説明いたします。

本改正は、令和3年度の市長部局の組織改正に伴い、財務部財務課の事務の一部が新設の財務部財務管理課に移管されることに伴い、本規程の課名を財務管理課に改めるものです。改正箇所は、資料2ページの改正案の朱書きのとおりです。こちらも、通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、市長部局が所管する事務分掌規則の改正がまだ行われていないため、規則改正完了後に、速やかに教育長の臨時代理により本定例会で行い、令和3

年4月1日から施行したいと考えております。

以上で、報告事項（4）の説明を終わります。

（川邊委員）

報告事項（2）ですけれども、この2ページのところに四角で囲った説明が載せてあるのですけれども、下のほうに保健体育課を、次のところ、学校食育課、中央図書館に改定という少しこれよく分からないのですけれども、ご説明願いますか。

（総務課長）

こちらは、規則の改正、改正事務の1つなのですけれども、2ページにございます表については、横須賀市学校給食運営審議会とその下に（仮称）で給食センターの運業者選定委員会、この2つの並びになっております。その2つの並びを次のページ、3ページに記載のとおり、その学校給食運営審議会の下に横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会をいれるということで、事実上、（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会を削除すると、そういった表現のためにこういった記載をさせていただいているところで

報告事項（5）『横須賀市学校施設の長寿命化計画策定について』

（学校管理課長）

報告事項（5）『横須賀市学校施設の長寿命化計画について』、説明いたします。

それでは、学校管理課から提出いたしました説明資料をご覧ください。

学校施設の長寿命化計画については、文部科学省の要請により、令和2年度までに策定を求められており、本市についても、この要請に応じて策定作業を進め、このたび計画策定が完了したため、ご報告いたします。

本市の学校施設は、昭和50年代に集中して建設され、全体の63%が築40年以上、最も古い施設は築67年経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、維持管理にかかる費用の増加が見込まれます。一方で、人口減少や少子高齢化の進展による市税収入の減少等により、今後財政面は一層厳しくなることから、効率的な施設の管理運営が求められています。このような背景から、効率的な安全な施設運営を目指すため、本計画を策定いたしました。

計画書の1ページをご覧ください。

本計画の目的は、目標耐用年数を定め、予算の平準化及び中長期的な維持管理等に係るコストの削減を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間で、対象となる学校は、小学校46校、中学校23校、高等学校1校、特別支援学校2校、合計72の市立学校、それらが保有する240施設を対象としています。

計画書の5ページをご覧ください。

本計画では、学校施設の目標耐用年数を日本建築学会の考え方を基に80年とします。施設を目標耐用年数まで使用するには、健全に維持保全し、老朽化の状況を正確に把握する必要があります。

計画書の7ページから15ページにかけては、施設の健全度や劣化状況の評価方法について記載してあります。

計画書の18ページをご覧ください。

文部科学省によれば、学校施設は平均築40年前後で建て替えとなりますが、築40年で建て替えとして試算すると、本市の場合、今後40年間で約2,073億円かかることとなります。

計画書の19ページをご覧ください。

長寿命化を図り、目標耐用年数を80年とした場合、今後40年の改修及び建て替えにかかる費用は約1,810億円となり、約263億円縮減することができます。

計画書の20ページをご覧ください。

さらに、予算規模に応じて平準化することで、令和33年度から建て替えが集中し、今後40年で約17億円縮減となりますが、令和33年度からの10年間に建て替えが集中し、維持更新コストが一時的に膨大になります。

計画書の21から23ページにかけては、本市の学校を取り巻く環境の変化について記載しています。推計によれば、児童・生徒数は今後も減少傾向が続き、令和17年度には、令和2年度より約1割の減少が見込まれます。また、学校施設の規模についても、令和8年度には、令和2年度に比べ小規模校が、小学校で5校、中学校で4校増加する見通しです。

計画書の24ページをご覧ください。

児童・生徒数と施設規模の乖離が進む状況においては、維持管理コストの軽減を図る意味でも、適正規模・適正配置の検討が必要となります。また、本市は起伏の多い丘陵地に位置しており、学校も土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに位置している学校もあります。これらの学校については、土砂災害を防止するために必要な措置を講じなければならず、その他の区域に比べ、建て替えをする場合、費用が高額になることが予想されます。これらのことを考慮し、建て替えの在り方についても、早急な検討が必要となります。

今後は、適正規模・適正配置に係る計画や、関連計画の見直しに併せ、必要に応じて本計画を修正し、次期計画においては、建て替えを含むさらなる取り組みについて検討してまいります。

以上で報告を終わります。

(元木委員)

18ページの80年に耐用年数を増やすところで、年平均で45.2億円かかる試算になっていると思います。それに対して、17ページにある表中の過去5年間における平均については、約20.4億円というふうになっております。これは過去5年間で大規模工事をしていないからだと思いますが、80年に長寿命化してこれから先管理していくとなると、予算規模的には可能な範囲なのでしょうか。

(学校管理課長)

予算規模的には可能だとは考えておりますが、また、国庫補助の関係ですとか、あるいは大規模改修にならない修繕、そういったものも含めて考えていかなければいけないと思いますが、予算規模の中では、ここで収まっていくというふうに考えております。

(川邊委員)

11ページと13ページに、劣化状況の判定基準がありますけれども、これほどのように判定するのでしょうか。例えば専門家が定期的に見るとか、何かそういう方法で行うのでしょうか。

(学校管理課長)

こちらについては、我々の学校管理課職員の判断の基準、あるいは市の職員である公共建築課の職員の基準というふうになってまいりますが、それとは別に、建築基準法にのっとり点検というものも、業務委託としてお願いしておりますので、そういった結果も踏まえて、最終的な判断をしていかなければいけないかと。ここで示している基準につきましては、あくまでも我々のレベルで判断できる、外見で判断できる基準というような形になっています。

(澤田委員)

24ページになりますが、先ほどレッドゾーンのお話がありました。レッドゾーンのところ、建て替えのコストが高くなるということが想定されるということですが、そこだけではなく、やはり塩害等も含めて点検して判断をされていくということでしょうか。

(学校管理課長)

こちらのレッドゾーンについては、1つの例示というような意味合いを含めて記載させていただいておりますが、実際に例えば学校の施設を建て替えるということであれば、その他もろもろの行政上の制限もあろうかと思えます。あるいは、レッドゾーンに指定されていなくても、立地として建て替えに向き不向きの状況、学校が置かれている立地的な状況などももちろんあると考えられますので、こちらの建て替えを検討するに当たっては、様々な要素を含めて検討していかなければいけないのではないかなというふうには考えています。

(荒川教育長職務代理者)

私のほうから1点よろしいでしょうか。

この長寿命化計画は、学校管理課のほうで10年間計画を立てて、各学校の長寿命化するためにやられると思うのですが、一方で学校のほうでも、緊急にこの部分を直してほしいというような修繕の要望とかがあると思うのですけれども、そのあたりはお話合いで何とかなるといいますか、可能になるようなことがあるのでしょうか。そのあたりを少しお聞かせいただければと思います。

(学校管理課長)

学校の教職員の方には、まず、日頃の点検をお願いしているところでございます。そういった中で、様々な不具合が学校側からもお話をいただくケースがございます。その中で、規模の小さいものにつきましては、学校に配当してある修繕の予算ですとか、あるいは、我々が大きな工事として出さなくてもいい修繕、そういった形で対応できるものもございます。また、大規模改修工事につきましては、当然のことながら、学校側と施設を利用できなくなったり、あるいは、不自由をおかけするというようなこともありますので、十分な調整をさせていただいている現実があります。学校側のお話をいただいた部分についても、十分お話を伺いながら、こちら側と学校側との調整を図って、大きな工事、小さな工事に対応していきたいと考えています。

報告事項(6)『令和3年度教職員の働き方改革の方針について』

(教育政策課長)

それでは、教育政策課から、令和3年度の教職員の働き方改革の方針につい

てご説明いたします。

今年度は昨年度に引き続き、学校と一体となった取り組みを進めるため、教職員の働き方改革推進会議及びその下部組織に当たる学校運営部会と、学校事務職員部会とを組織しました。この2つの部会は、小中学校の校長会、教頭会の代表及び教員、学校事務職員などで組織し、学校の実態や本市に必要な取り組みなどについて意見交換を行い、さらなる推進に向けて検討を行っております。そして、教育委員会の部課長で組織された教職員の働き方改革推進会議において、各部会の意見を基に、令和3年度以降の重点取り組みについて検討を行っております。本日は、令和3年度の方針についてご説明いたします。

初めに、1の目的をご覧ください。

働き方改革は、単に学校で勤務している時間を減らせばよいということではなく、教育現場の限られた時間の中で、教職員の日々の生活の質を向上させ、人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行すること、また、タイムマネジメントを意識し、業務改善を図ることにより、教育の質を向上させるとともに、結果的に時間外勤務を減少させることを大事にしたいと考えております。それにより、先生方に物理的な時間と心の余裕が生まれ、子どもたちと笑顔で元気に接することによって、本市の目指す「人間性豊かな子ども」の育成につながります。

2の本市の課題につきましては、記載のとおりですが、現在、様々な取り組みを行っているものの、依然として教職員が教育の質を維持するために、様々な業務を行わなくてはならない環境があることが、課題として挙げられております。

3の本市の方針については、平成31年度から3年間の方針として策定しています。(1)学校及び教職員の担う業務の適正化と明確化、(2)在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進、(3)地域と学校が一体となる学校教育への理解促進、(4)取り組みを見直す体制作りと今後の検討の4つです。

2ページをおめくりください。

この4つの方針を基にし、4に具体的な取り組みを記載いたしました。二重線のアンダーラインは重点取り組み、星印が令和2年度からの拡充取り組みです。これらについて、別途配付しています「横須賀スクールスマイルプラン」で少し詳しく説明させていただきます。

別添資料の4ページをお開きください。

まず、令和2年度から拡充する取り組みについてです。

1-②時間外在校等時間を減少するための効果的な取り組みの検討・実施についてです。時間外在校等時間、つまり時間外の勤務時間を月45時間、年360時

間の範囲内とすることについて、1月の教育委員会定例会で規則を制定させていただきました。引き続き学校とともに、効果的な取り組みを検討いたします。

次に、1-⑩最適な研修体系や行事の構築及び実施方法の検討についてです。本年度、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研修や行事を年度途中まで中止にせざるを得ない状況がございました。そのような中で、GIGAスクール構想の進展と併せて、各学校にオンライン会議等に活用できる端末を配備いたしましたので、オンラインによる研修の実施に踏み切ったところです。今後は、これまで実施してきた研修等について、目的、内容、実施方法等について各課で見直しを図り、内容の質を担保しつつ、学校の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

次に、2-③学校閉庁日の設定等による年次休暇等の取得の促進についてです。本年度は、夏季休業期間中に4日間、冬季に2日間の学校閉庁日を設定いたしました。次年度も、夏季は8月10日から13日の4日間と、冬季に12月28日と1月4日の2日間で、計6日間を学校閉庁日として設定いたします。学校閉庁日は、原則として教育活動は行わない日とし、休暇を取りやすい環境づくりを推進していきます。

次に、5ページをご覧ください。

今年度から継続する取り組みについてご説明いたします。

まず、1-①業務改善に向けた取り組みと分析、サポート体制の整備についてです。各学校には、効果的な事例などを定期的に広報等で発信するなどして、業務改善に向けたサポートを実施していきます。

次の、1-⑦部活動指導員の配置・運用については、本年度は中学校4校に配置しておりますが、来年度は7名に増員する予定です。

次に、2-②在校している時間などの記録を生かした取り組みの推進についてです。教育委員会では、月ごとの勤務実態を基に課題を把握し、要因を分析してまいります。各学校では、教職員が日々の在校等時間の記録を行い、管理職は長時間勤務が常態化している教員には面談を行い、心身の健康の確認や業務改善へのアドバイスを行います。

最後に、6ページをご覧ください。

3-①地域・保護者への理解促進と啓発については、今年度に引き続き、4月に保護者や地域の方に文書を配布し、教職員の勤務実態と働き方改革の目的や方針についての理解を求めることにいたします。

10ページ以降には、その他の主な取り組みについて記載していますので、後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

(元木委員)

説明資料の2ページにある改革の取り組みについてですが、星印ついたところが拡充の取り組みだと先ほどありましたが、このテーマで3つを拡充にした理由というのは何でしょうか。

(教育政策課長)

今年度から拡充の取り組みということで、主にこの3つを挙げさせていただいております。

(元木委員)

その理由は何でしょうか。この3つを選んだ理由です。

(教育政策課長)

まず、時間外在校等時間を減少するための取り組みにつきましては、昨年度規則を制定させていただいて、今年の4月から施行いたしますので、その取り組みについては、今後働き方改革通信を発行したりですとか、また、勤務実態調査を今年度については年2回、各学校に調査を行っていたのですが、来年度からはそれを毎月実施をするということにいたします。また、次の最適な研修体系につきましては、先ほども少しご説明申し上げましたけれども、オンラインによる研修を今年度から試験的に実施をしております。それを来年度以降につきましても、また引き続き実施をしていくという予定でございます。また、2-③学校閉庁日の設定につきましては、すみません、拡充ということなのですが、こちらは、すみません、今年度に引き続き6日間の設定ということで、来年度は行っていく予定です。

(澤田委員)

資料の共有化は非常に大事なことだと思います。11ページの資料の共有化のところに、「校務支援システムの新たな機能」とありますが、新たな機能とは、具体的にどのようなことを指しますか。

(教育研究所長)

具体的な機能については、精査中です。今までもこのシステムを使って、効率化を図ってまいりました。帳票の出力の部分で、さらにデータ化するとか、連絡体制、掲示板のような効率的な機能など、幾つかありますので、それらを検討し、新しい校務支援システムの導入につなげていきたいと思っています。

(川邊委員)

時間外在校時間を減らすために目標があるのですけれども、これ、実際には把握しにくいと思うのですけれども、現実的にはどうやって把握しているのでしょうか。

(教育政策課長)

各学校、ICカードを使って、教職員が朝出勤するとき、また、夕方退勤するときに、勤務時間を記録していることが1つございます。もう一つは、マクロ化されたエクセルシートを用いて、やはり出退勤の時間を記録する方法、この2つの方法で主に各学校で勤務時間を把握しております。

(荒川教育長職務代理者)

私からも1ついいですか。

今、川邊委員からの質問とも関連するのですけれども、5ページのこの一番下に、学校長が在校している時間等の記録を公文書として5年間保存するとあるのですけれども、これ、先ほどご説明にあったICによる記録をそのまま保存するという事によろしいのでしょうか。

(教育政策課長)

おっしゃるとおりでございます。

報告事項(7)『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』

(中央図書館長)

それでは、『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』、ご報告いたします。

説明資料をご覧ください。

まず、1の調査の目的ですが、平成29年度に作成いたしました第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するために実施しております。

次に、2の調査の概要です。調査概要といたしましては、平均読書冊数や読書についての意識、学校図書館利用の調査を市立小学校の4、5、6年生の各学年の1組を、また、市立中学校の各学年の1組を対象に実施いたしました。なお、調査基準を令和2年11月の1カ月としております。

次に、3の調査集計結果と今後の対応です。調査の詳細は、別冊の報告書をご覧くださいと思いますが、記載の表は、子ども読書活動推進計画の成果

資料であります、1カ月の読書冊数を全国のデータと比較したものでございます。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、全国調査が未実施となっているため、全国調査の結果には記載がございません。今回の調査結果として、前年度と比較して、中学生の平均読書冊数が0.4冊と、若干ですが増えたのに対してまして、小学生は0.8冊と減っております。原因といたしましては、本を全く読まない中学生、この割合が7.3%減ったこと、また、月5冊以上本を読む小学生が2.3%減ったことが上げられます。また、小学生の読書冊数の減につきましては、回答対象期間に社会現象になった特定のマンガがあり、マンガの読書冊数が前年度より2.5冊増えたことも理由の一つと考えられます。

説明資料の裏面のほうをご覧ください。

なお、依然として小学生、中学生共に目標値を下回っているものの、中学生の1冊以上本を読む生徒の割合が大きく改善したことは、学校や家庭での取り組みの成果と考えております。

学校図書館の利用について、小学生、中学生共に前回より「よく利用する」、「ときどき利用する」の割合が減っています。特に小学生が「コロナで図書館が使えないから」という理由を多く挙げており、小学生の平均読書冊数の減少の主な原因と考えられます。

今回、初めて調査をいたしました電子図書については、小学生の約3割、中学生の約5割が、「よく利用する」、「ときどき利用する」と回答しており、その活用実績を検証し、不読率改善の手段として活用できるかどうか検討してまいりたいと思います。

また、学校図書館について、今年度は感染予防対策による臨時休校のため、効果の検証が不十分となりましたが、引き続き魅力ある学校図書館づくりに取り組み、目標値に近づけてまいります。

最後に、4、結果の公表及び報告として、この調査結果を調査実施校に提供するとともに、ホームページなどで公表させていただく予定でございます。

以上で報告を終わります。

(澤田委員)

報告書の3ページに、「どんな本を読んでいいかわからない」とか、「本は面白くない」というような意見があります。やはり本の紹介が、非常に大事になると思います。各校でさまざまな工夫がなされていると思いますので、その取り組みの好事例を各学校に広めていただきたいと思います。

それと、もう一点は、電子図書です。今後、電子図書のニーズが増えてくるのではないかと思います。電子図書の蔵書が現在どのくらいあるのか、財政的に蔵書を増やすというのは厳しい面もあろうかと思いますが、電子図書の充実

も考えていただければと思います。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

まず、一番初めの学校図書館での工夫です。各学校において、学校司書さんたちが中心になって、様々なお薦めの本ですとか、そのような掲示をしてみたりとか、色々なことをやっていただいていると聞いています。そういうものを学校図書館司書さんたちと連携しながら、情報を広げていきたいと考えております。

そして、電子図書ですけれども、うまく導入できればいいのですが、お金の問題もあります。約1.5倍から2倍ぐらい紙の本と比べますと、費用的には高額になります。市立図書館の話で限定してお答えいたしますと、本を置くスペースも要らない、そして、延滞もないというようないい面もあります。しかし、今電子図書の業界全体の中で出版している多くはコミックなんです。いわゆるマンガなんですね。そういう現状から、これからも業界の動き、そして他都市等の動き等も注視し、財政面から、費用対効果も考えながら、研究していきたいと思っております。

(澤田委員)

電子図書は、支援の必要な子どもたちにとって、非常に有益なものとなります。拡大や音声で活用できますので進めていただければありがたいと思っております。

(中央図書館長)

障害をお持ちの方の対応にすごく有益な機能があるということも承知しております。それをどんな形で図書館に導入したときに、どういうふうに活用するのか、そして、また学校との連携の中でも何か工夫ができないのか、そういうような広い意味での活用方法も含めて、考えていきたいと思っております。

(川邊委員)

調査結果のところを見ますと、小学生の本が7.6冊、マンガ10.4冊、主にすると本が2冊弱で、マンガが2冊強だと思っておりますけれども、そのゲームをやっている割には多いかなと感じたのですけれども。それと、あと本に関しては、小学生と中学生が大分差があるのですけれども、そのようなことはどうやってお考えでしょうか。

(中央図書館長)

やはり中学生の読書冊数というのは、ずっと低いままで、数字的にもこの調査を毎年行っているわけなのですけれども、伸びてきていない、逆にかえって数字が落ち込んでしまったりするような状況が続いています。

確かに、中学生が忙しいという時間的な制約があることが一番の懸案だということとはよく承知しているのですけれども、紙の本以外にも、情報を得る媒体というものが、かなり世の中に出回っていますので、そちらのほうで知識というか情報を得るといふ形の子どもたちが増えているのかなと思います。報告の中にもありましたとおり、電子図書の活用も含めて、子どもたちが紙の本を、そして読書に近づけるきっかけと環境づくりに力を入れて取り組んでいきたいなと思っています。

(元木委員)

確認ですが、電子図書の利用率が非常に高いと思うのですけれども、これにはコミックも混ざっているのでしょうか。

(中央図書館長)

今回初めてこの項目を入れてみたのですけれども、実は本の内訳については聞いていません。今回の調査は電子図書を子どもたちがどれだけ興味があるか、読んだことがあるか、というような設問で、どんな本までは調べていないので、次回の課題にしたいと思います。

(元木委員)

これだけ利用率が高いということは、確認いただいたほうがいいかなと思いました。

あと、小学生や中学生が電子書籍をこれだけ利用したことがあるということになると、このシステムというか、電子図書の環境自体に慣れている生徒さん、児童さんが多いのかなと思いました。GIGAスクール構想で導入することになったタブレット端末がありますので、それとも連携し、電子図書館みたいなものもシステムとして導入すれば、その中でよりよく図書にも触れる機会が増えるのではないかなと思いました。

以上、意見です。

(中央図書館長)

電子図書は、先ほどの障害をお持ちの皆さんへの対応、そして学校のお子さんたちの対応と、かなり広い活用ができると思います。そのあたりを十分検討

していきたいと思えます。

(荒川教育長職務代理者)

私から1点、以前もお話ししたかもしれないのですが、この調査期間が、いつも11月1カ月の間ということなので、例えばここに夏休みとか長期お休みの間に本を読みましたかというような質問があれば、その中で子どもたちが1年を通してどうなのかということも少し分かってくると思いましたので、そういう点もご検討いただければと思えます。

よろしくお願ひします。

(中央図書館長)

ちょうど1年前、委員から調査時期についてご意見をいただいたことを承知しています。今年度の調査につきましては、休校期間があったり、なかなか定期的には実施月を動かすことができなかったのですが、既に来年度に向けて、次の子ども読書活動の計画の検討を図書館で始めているのですが、この調査の実施時期というのは議題に出ています。何で11月なのということも含めまして、調査時期をよく検討して実施していきたいと思えます。

報告事項(8)『令和2年度横須賀市学習状況調査の結果および令和3年度同調査実施の概要について』

(教育指導課長)

報告事項(8)『令和2年度横須賀市学習状況調査の結果および令和3年度同調査実施の概要について』、ご報告いたします。

まず、今年度実施いたしました横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果についてご説明いたします。

資料、令和2年度横須賀市立小・中学校学習状況調査実施の結果についてご覧ください。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省が行っている小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査は実施されませんでした。この結果は、本市が業者が委託し行っている調査の結果です。

資料には、本市全体の結果をまとめております。各学年、教科ごとに示しております数値は、基礎、活用及び教科全体の同じ問題を受験した全国の児童生徒全体の平均正答率を100としたときの、横須賀市の平均正答率を示しています。同じ問題を受験した全国の児童生徒数は、学年や教科によって異なりますが、

おおむね13万人から20万人となっております。

本調査については、例年とは異なる時期に実施しています。そのため、今年度の結果を昨年度以前のもものと直接比較することは適当ではありませんが、例年と比べて調査全体を上回るものや、それに迫るものが多くを占めています。各学校におきましては、今回お示しした各学年教科の分析結果と自校の結果と併せて、結果分析及び今後の指導改善に活用いたします。

次に、12ページをご覧ください。

次年度横須賀市立小・中学校学習状況調査実施の概要についてご説明いたします。

これからお話しする内容につきましては、今現在予定している内容になりますが、予算の議決に先駆けての説明であることをあらかじめご了承ください。

次年度の本調査は、教科を国語及び算数・数学の2教科として実施します。また、質問紙調査については、引き続き実施いたします。

調査する学年は、全国学力・学習状況調査が行われる小学校6年生と中学校3年生を除き、新たに小学校2年生を加えます。

教科調査を2教科に絞った意図についてご説明いたします。

これまで本調査では、社会、理科、外国語についても調査を行ってまいりました。平成28年度からは、全国学力・学習状況調査を補完する教科数をそろえ、小学校3年生から中学3年生まで全ての学年において、国語、社会、算数及び数学、理科、英語について、前年度に学習した内容を調査してきました。その中で、本市の結果についてある程度の傾向を捉えることができ、これまでの調査を踏まえた指導改善の方策を示してまいります。今後は本市の課題であり、長年解決できない読解力や思考力を伸ばす指導の在り方を模索するため、読解力を図る教科として国語、思考力を図る教科として算数・数学の調査について継続して行い、これら2教科について調査を通して、教科の力のみならず広く読解力、思考力を見取ります。

なお、理科、英語については、文部科学省の全国学力・学習調査が3年に1回程度実施されます。本市において課題が見られる理科については、次回調査の際に、指導の成果を検証いたします。また、社会については、全国学力・学習状況調査を実施する予定がないため、本市の学習状況調査において、3年に1回社会の調査を実施し、教科の学力について見取することを考えております。

次に、調査対象に2年生を加えた意図についてご説明いたします。

これまでの調査から、本市の児童生徒の学力には、小学校低学年に課題があり、学年が上がるにつれて、それが改善される傾向にあることが分かっています。低学年における課題を解消するためには、低学年における指導改善のみならず、家庭学習等についても考えていかなければなりません。より早い段階で

1学年の学習内容が終わった2年生について、学習状況を調査することで、低学年における課題に迫り、その改善を図ります。また、各学校においては、1年生で身につけるべき内容について、課題をなる点を早期につかむことにより、2年生での指導に生かすことができます。さらに、小学校2年生から中学校3年生まで、より長い期間についての経年変化を追うことができるようになります。

本日ご説明した令和2年度横須賀市学習状況調査の結果については、お手元の資料と同様のものを横須賀市教育委員会ホームページに掲載し、市民へも周知いたします。また、今後各学校の実態に応じた指導助言にもつなげていきたいと考えております。

以上、報告いたします。

(澤田委員)

質問紙調査について質問したいと思います。

この質問紙調査に新たな項目を入れるという計画はありますか。

(教育指導課長)

こちらも、内容については経年の変化を見ておりますので、ほぼ業者の決まった質問になっております。ただし、不足する質問がありますので、それは横須賀市独自として追加で質問項目を入れております。

(澤田委員)

今年度につきましては、コロナの関係で臨時休校になったりと、いろいろと変化がありました。臨時休校の間の子どもたちの生活、学習状況等での項目が新たに立てられるのかと思いましたので、ご質問させていただきました。

(教育指導課長)

やはり休校期間がございましたので、その辺の子どもたちの心情の変化というのも、今回もどのような状況になるかということで、これまでの質問項目から見てみたのですが、例年の本市の数値や全国平均と比較しましたが、結果から影響を見いだすことはできませんでした。引き続き、児童生徒の言動にも目を向けて、心のサインに気づき、それに応じた適切な支援を行っていきたいと思います。

また、新たな質問については、検討してまいりたいと思います。

(川邊委員)

先ほどの説明の中で、小学校低学年のときに課題が多いけれども、高学年になると、だんだん差が解消されてくるとおっしゃいましたけれども、これは逆に解釈すると、就学してから要するに勉強したから、お兄さん方が学力がついてくるということで、逆に言うと、各家庭の影響も大きいのかなというふうに解釈したのですけれども、そんな解釈でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

川邊委員がおっしゃるとおり、家庭の影響もないことは決してございません。我々も、この家庭学習がいかに意欲的に定着できるかということで、家庭学習のリーフレット等を配って、具体的にこの家庭学習のやり方というのを各家庭に周知をしているところなのですが、家庭の影響も受けていることは確かでございます。

(元木委員)

この資料を見ると、小学校も中学校も、理科の活用が全国平均に比べて1割低い状態になっていると思います。これが、各学年においても共通の傾向にあります。この理由として何か考えられることはあるでしょうか。

(教育指導課長)

理科に全体的に課題がございます。これを分析してみますと、例えば具体的な項目としては、10ページの真ん中より少し上に書いてあるのですが、具体的には、理科においては、全ての学年で課題が見られます。これまでの調査に引き続き、小学校における「昆虫の育ち方」や「月と太陽」、知識の定着や、中学校においては「水溶液の性質」「力と圧力」「大気中の水蒸気の変化」などで、考えることや説明することに課題があることが明らかになっております。過去5年間この理科を各学年で調査をして、このような傾向をつかむことができましたので、今後はこの点に弱いところに焦点を絞って、授業改善、指導改善をしていきたいと考えております。

報告事項(9)『行事等の結果について』

ア 第31回読書感想画展の結果について

(教育指導課長)

報告事項(9)『読書感想画展について』、報告いたします。

令和3年1月9日から11日まで、横須賀市文化会館第1ギャラリーにて、横

須賀市教育委員会主催読書感想画展を開催いたしました。なお、1月の定例会でご報告しましたとおり、会期につきましては、緊急事態宣言を受け、会場が令和3年1月12日から休館になったため、期間を1日短縮しております。

読書感想画は、横須賀市の児童生徒を対象に、読書を通して感動したことを絵画で表現し、本に触れる読書指導の一環として取り組まれております。今年度読書感想画に取り組んだ学校は、小学校は42校で、作品数としては1万4,154点、中学校は4校で、作品数は9点でした。

読書感想画展では、この中から学校図書館研究会の先生方を中心とした審査員によって選ばれた496点を展示いたしました。期間中の来場者は2,022人でした。家族連れを中心に多くの方が来場され、子どもたちとともに本について語り合う姿も見られました。

読書感想画展に展示された作品のうち29点が、県の読書感想画審査会に進むことになりました。県の審査会の結果につきましては、プリントをご覧ください。

以上、報告を終わります。

(質問なし)

6 その他 社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について

(荒川教育長職務代理者)

次第の6その他、『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』に入らせていただきます。

事務局で資料をご用意いただいておりますので、説明をお願いいたします。

(教育政策課長)

それでは、教育政策課から、『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』、まず、前回までの振り返りをさせていただきたいと思います。

1月21日の総合教育会議における市長からの投げかけを受けまして、前回、2月定例会では、社会教育施設の在り方について、教育委員会で議論していくことを確認させていただきました。また、議論の前提として、令和元年6月の法改正により、一定の条件の下、社会教育施設を教育委員会から市長部局へ移管することが可能となったという背景がございますので、それに関連した制度の内容等をご説明したところです。

本日は、本市の各社会教育施設の現状や課題、また、少し踏み込んで、仮に

市長部局に移管した場合に期待できること、懸念されることなどをご説明し、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

なお、本日皆様にご意見をいただきました後、社会教育委員の皆様に対しましても、事務局から同様のご説明をさせていただき、ご意見を伺ってまいりますので、それらも踏まえて、今後さらに議論を深めていただければと考えております。

それでは、説明資料の1ページをご覧ください。

本市の社会教育施設の一覧を記載しています。

本市の社会教育施設は、1番から4番の博物館、5番の美術館、6番から9番の図書館、10番の生涯学習センターの4つに分類されます。欄外の万代会館につきましては、現在施設の保全計画を検討中でありますので、今回の検討では一旦対象外とさせていただきます。また、社会教育施設ではありませんが、関連のある施設としてヴェルニー記念館、ペリー記念館を掲載しています。

2ページをお開きください。

社会教育施設に関係の深い文化財の保護に関する事務についてです。現在、文化財の保護に関する事務は、教育委員会の生涯学習課が所掌していますが、博物館資料の一部は文化財に指定されているなど、関連する事務は市長部局も含め複数の課にまたがります。これら複数の組織で連携して行うのが効果的なのか、それとも、単独の組織で統合して行うことが効果的なのか、事務の執行体制についても併せて検討が必要であると考えています。

3ページをご覧ください。

ここから、各施設の課題等についてご説明いたします。社会教育施設には、事務記載のとおり、幾つかの機能がございまして。これらは、各種法律、条令等を基に分類していますが、最後のまちづくり・観光は、令和元年の法改正の趣旨を踏まえ、別枠で追加をしております。このような施設ごと、機能ごとにおいて、現状どのようなことを課題と捉えているか、また、市長部局に移管した場合に期待できること、懸念されることはどういったことかについて説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、博物館についてです。博物館における現状での課題は、資料の収蔵機能の強化、調査研究成果の市民への還元、常設展示の更新等であると捉えています。市長部局へ移管した場合には、近現代史の資料の充実、集客増による研究成果の周知、広報発信力の強化等が期待できる一方、観光面に偏った資料の収集保存、学芸員の確実な配置、学校教育の支援体制の低下等に注意が必要です。

6ページをお開きください。

次に、美術館についてです。美術館における現状での課題は、寄贈や寄託に依存した収蔵作品の偏り、アクセシビリティの強化、団体集客の強化等であると捉えています。市長部局へ移管した場合には、美術品等取得基金のPR強化、多様な分野への調査・研究機会の増加、新たな利用者の獲得等期待できる一方、観光、集客以外の資料の保存、専門性の高い学芸員の育成、地域と結び付いた展示や専門性を生かした展示の減少等に注意が必要です。

8ページをお開きください。

図書館についてです。図書館における現状での課題は、電子書籍等多様な資料の提供、レファレンスの強化、学校とのさらなる協力体制の構築等であると捉えています。市長部局へ移管した場合には、幅広い資料の確保、企画や展示などの事業拡大、情報発信の強化等が期待できる一方、様々な分野での交流や学習機会の提供、専門職員の育成、学校との関連希薄化等も増える等です。

10ページをお開きください。

最後、生涯学習センターです。生涯学習センターにおける現状での課題は、施設の機能の活用方法、市民大学の周知、横須賀のことを学べる機会の充実等であると捉えています。市長部局へ移管した場合には、様々な施策との連携による広報の強化等が期待できる一方、幅広い学習機会の提供等に注意が必要です。

各社会教育施設における課題等について、事務局ではこのように捉えておりますが、この後ご説明いたします市長部局との関連性と併せ、ご質問やご意見をいただければと思います。

では、最後に11ページをご覧ください。

社会教育施設と市長部局との関連性についてです。ここでは、代表的なものとして、市の基本構想・基本計画に基づき、横須賀再興プランの最重点施策の一つである、歴史や文化を生かしたにぎわいの再興～「観光立市よこすか」の実現～から関連施策を抜粋しています。

(1) から次のページの(3)に記載のとおり、ルートミュージアムの構築や浦賀奉行所開設300周年、アートやサブカルチャーを活用した新たなにぎわいづくりといった重要施策において、博物館や美術館は現在も市長部局と連携を図っており、今後も重要な役割を担っております。

以上が、社会教育施設の課題等に関するご説明となります。

(澤田委員)

幅広く展開する可能性があると思いました。ただ、注意しなければいけない点として、教育的側面からの事業が希薄にならないようにしないといけないと思います。例えば、美術館でいえば、福祉事業についての取組、これなどは継

続して取り組んでいってほしいと思うのです。集客という面では少ないかもしれませんが、重要な、貴重な事業だと私は思っておりますし、大事にしていきたい事業だと思っています。

(教育政策課長)

今回、各施設が課題等を出す中で、やはり懸念されていることは、学校教育との関連性についてが薄まるのではないかというようなことです。今回の令和元年6月の法改正によりまして、社会教育施設が市長部局に移管することが可能となったわけなのですが、法改正には同時に、ある程度の教育委員会の関与というものも、制度上認められるような形になっておりますので、そのところはしっかりと担保をしながら、仮に市長部局に移管することになったときには、取り組んでまいりたいと考えております。

(元木委員)

この資料で市長部局に移管した場合の期待できること、懸念されることが挙げられていただいておりますが、これは、事務局としての観点からまとめたものでしょうか。それとも、市長部局の方々と相談した上でのまとめとなっているのでしょうか、教えてください。

(教育政策課長)

今回の資料の作成に当たりましては、まず、自らのセルフチェックということで、教育委員会事務局内で整理をしたものとなります。今後、議論が進んでいく中で、やはりあるところでは、市長部局との意見交換、協議等が必要になってくると思っております。

(元木委員)

おそらく、様々な見方があるかと、例えば、各施設を利用する方々から見た懸念事項もあるし、もしくは、学校教育の現場から見た懸念事項もあると思います。社会教育委員の方々が見た各施設の在り方というところの観点からも、意見が変わってくるかなと思いますので、幅広い意見を聞いた上で、今後の取り組みについて検討していければと思っております。

よろしく申し上げます。

(荒川教育長職務代理者)

この社会教育施設の在り方につきましては、先ほど教育政策課長からご説明がありましたが、今後事務局で社会教育委員の方のご意見も伺ってもらえると

のことですので、その後、改めてこの会議で議論を深めていきたいと思ひます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

7 閉会及び散会の時刻

令和3年3月4日(木) 午後4時58分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡